

学会賞等受賞者表彰規程

2012年7月25日 承認
第331回理事会（2014年5月2日）承認
第351回理事会（2017年7月21日）承認

（目的）

第1条 この規程は、授賞選考委員会が選考する学会賞等の受賞者の表彰に関する事項を定めることを目的とする。

（種類）

第2条 表彰は、日本農芸化学会賞、日本農芸化学会功績賞、農芸化学技術賞及び農芸化学奨励賞とする。

（表彰基準）

第3条 表彰の基準は次の通りとする。

- 1 日本農芸化学会賞は、農芸化学の分野で、特に優秀な研究業績をおさめた者
- 2 日本農芸化学会功績賞は、農芸化学の発展に特に功績のあった者
- 3 農芸化学技術賞は、農芸化学分野の技術に関し、注目すべき業績をあげた者
- 4 農芸化学奨励賞は、農芸化学の進歩に寄与するすぐれた研究をなし、なお、将来の発展を期待しうる者

（表彰）

第4条 表彰は表彰式において行うこととし、受賞者には、賞状、賞牌を贈る。ただし、日本農芸化学会賞、日本農芸化学会功績賞及び農芸化学奨励賞には副賞を添える。

（受賞者の執筆義務）

第6条 日本農芸化学会賞、日本農芸化学会功績賞及び農芸化学奨励賞の受賞者は、受賞対象となった研究に関連した総説を受賞から1年以内に *Bioscience, Biotechnology, and Biochemistry* 誌上に投稿するものとする。また、農芸化学技術賞の受賞者は、受賞対象となった技術開発に関連した記事を受賞から1年以内に化学と生物誌に投稿するものとする。

附則

この規程は、公益社団法人日本農芸化学会としての登記の日より施行する。